

○環境省令第           号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十四号）の施行に伴い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十八年           月           日

環境大臣 大塚 珠代

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第一条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

※官報掲載時は【別紙一】の体裁による新旧対照表を挿入

様式第一号から様式第三号までを次のように改め、同様式の次に様式第四号から様式第九号を加える。

※官報掲載時は【様式第一号】から【様式第九号】の体裁による様式を挿入。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

※官報掲載時は【別紙二】の体裁による新旧対照表を挿入

(地方環境事務所組織規則の一部改正)

第三条 地方環境事務所組織規則(平成十七年環境省令第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

※官報掲載時は【別紙三】の体裁による新旧対照表を挿入

附 則

この省令は、平成二十八年八月一日から施行する。